

九州電力株式会社

川内原子力発電所

令和 6 年度 (第 4 四半期)

原子力規制検査報告書

(原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査)

(抜 粋)

令和 7 年 5 月

原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	2
4. 検査内容	3
別添 1 検査指摘事項等の詳細	別添 1-1
別添 2 確認資料	
1 日常検査	別添 2-1
2 チーム検査	別添 2-16

1. 実施概要

- (1) 事業者名：九州電力株式会社
- (2) 事業所名：川内原子力発電所
- (3) 検査期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日
- (4) 検査実施者：

川内原子力規制事務所

川越 和浩

五十嵐 大輔

池谷 和彦

原子力規制部検査グループ専門検査部門

江頭 豊

平沢 淳

今瀬 正博

加藤 明日香

岡村 龍樹

坂本 千明

坂本 浩志

関 雅之

津田 光伸

和田 武

検査補助者：

川内原子力規制事務所

宮本 敏明

狩宿 睦雄

中野 弘幸

芳賀 広行

寶満 伸浩

原子力規制部検査グループ専門検査部門

末永 憲吾

2. 運転等の状況

号機	電気出力 (万 kW)	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	89.0	運転中
2号機	89.0	運転中

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第4四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

重要度又は規制措置が確定した検査指摘事項等は、以下のとおりである。

詳細は、別添1参照

(1)

件名	川内原子力発電所1、2号機 構造物等の設置がアクセスルートに及ぼす影響評価の未実施による複数のアクセスルートの確保失敗
検査運用ガイド	BE0070 重大事故等対応要員の訓練評価
検査種別	チーム検査
事象の概要	<p>令和7年1月16日、運転中の川内原子力発電所1、2号機の重大事故等対処訓練において、原子力検査官が同訓練の状況確認をしていたところ、2号機主変圧器付近のアクセスルートに隣接して、仮設休憩所(2階建てプレハブ構造)が設置されていることを確認した。</p> <p>事業者を確認したところ、新規制基準適合性審査の評価後に設置した当該仮設休憩所等に対して、事業者が、設計及び工事の計画の認可に基づく方法によるアクセスルートの影響評価を行っていないことを確認した。原子力検査官の気付きを受けて、事業者が改めて影響評価を行ったところ、基準地震動を想定した場合、必要なアクセスルート幅が確保できない地点があること、また、異なる2ルートが確保できないことを確認した。</p>
重要度/深刻度	緑/SLIV(通知なし)

3.2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) BM1040 ヒートシンク性能

検査項目 ヒートシンク性能

検査対象

- 1) 1、2号機 定期事業者検査におけるヒートシンク性能の確認範囲の妥当性

(2) BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

- 1) 2号機 封水注入フィルタエレメントの設計管理の適切性
- 2) 1、2号機 使用済燃料ピット状態監視カメラ取替え
- 3) 1、2号機 中間領域中性子束計装の不足補償対策【検査未了】
- 4) 1、2号機 タービン動補助給水ポンプ基礎拡幅工事【令和6年度第3四半期に検査を開始したもの】
- 5) 使用済燃料号炉間輸送のためのほう酸水生成

(3) B00010 サーベイランス試験

検査項目 標準的な検査

検査対象

- 1) 1号機 原子炉保護系ロジック検査
- 2) 2号機 2B ディーゼル発電機 24時間連続運転【令和6年度第2四半期に検査を開始したもの】

検査項目 全般的な検査

検査対象

- 1) 2号機 2A ディーゼル発電機負荷試験(2024年度)

(4) B01020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

- 1) 1、2号機 原子炉補助建屋におけるドレン系統
- 2) 1、2号機 原子炉格納容器におけるドレン系統
- 3) 1号機 海水系統
- 4) 1、2号機 緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統

検査項目 包括的系統構成

検査対象

- 1) 2号機 原子炉補機冷却水系統

(5) B01040 動作可能性判断及び機能性評価

検査項目 動作可能性判断及び機能性評価

検査対象

- 1) 1号機 1A 原子炉補機冷却水ポンプ【令和6年度第3四半期に検査を開始したもの】
- 2) 1号機 1B 充てん/高圧注入ポンプ【令和6年度第3四半期に検査を開始したもの】
- 3) 1号機 エアロック漏えい率検査
- 4) 1、2号機 緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統に係る点検時の措置【検査未了】
- 5) 2号機 2A、2B 主蒸気逃がし弁ボディ及び配管フランジ面の腐食に係る機能性評価
- 6) 2号機 2B 蒸気発生器伝熱管 ECT 検査における微少減肉信号指示に係る機能性評価
- 7) 1号機 使用済燃料ピット状態監視カメラ点検時の措置【検査未了】
- 8) 1、2号機 制御用空気圧縮機に係る機能性評価
- 9) 2号機 使用済燃料ピット状態監視カメラ点検時の措置【検査未了】
- 10) 2号機 2B 燃料取替用水ポンプ振動上昇

(6) B00060 燃料体管理(運搬・貯蔵)

検査項目 燃料の運搬等

検査対象

- 1) 2号機 新燃料集合体の運搬【検査未了】
- 2) 1号機 新燃料集合体の運搬【検査未了】

(7) BE0020 火災防護

検査項目 四半期検査

検査対象

- 1) 1、2号機 火災発生時の体制の整備に関する評価
- 2) 2号機 ハロン消火設備の点検【令和6年度第3四半期に検査を開始したもの】
- 3) 非常用ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンク煙感知器ケーブル修繕工事【検査未了】
- 4) 化学消防自動車の維持管理

5) 1、2号機 海水ポンプエリア防護壁水密ゴム他修繕工事に伴う可燃物管理【検査未了】

検査項目 年次検査

検査対象

- 1) 2024 年度 サービスビル(S/B) 消防訓練【令和 6 年度第 3 四半期に検査を開始したもの】
- 2) 2024 年度 消防訓練(防火対応)【検査未了】

(8) BE0030 内部溢水防護

検査項目 内部溢水防護

検査対象

- 1) 1、2号機 原子炉格納容器におけるドレン系統の健全性
- 2) 1、2号機 原子炉補助建屋におけるドレン系統の健全性

(9) BE0040 緊急時対応組織の維持

検査項目 緊急時対応組織の維持

検査対象

- 1) 緊急時対応組織に係る要員確保及び体制

(10) BE0050 緊急時対応の準備と保全

検査項目 緊急時対応の準備と保全

検査対象

- 1) 2024 年度緊急作業従事者に係る実技教育

(11) BE0060 重大事故等対応要員の能力維持

検査項目 重大事故等発生時に係る力量の維持向上のための教育及び訓練

検査対象

- 1) アクシデントマネジメント(AM)教育【検査未了】
- 2) 力量維持訓練(保修対応要員)(2 月度)
- 3) 力量維持訓練(保修対応要員)(3 月度)

検査項目 重大事故等発生時に係る成立性の確認訓練

検査対象

- 1) 技術的能力に係る成立性確認訓練(保修対応要員)
- 2) 現場主体の作業・操作に係る成立性確認机上訓練
- 3) 技術的能力に係る成立性確認訓練

検査項目 大規模損壊発生時に係る力量の維持向上のための教育及び訓練

検査対象

1) アクシデントマネジメント (AM) 訓練

(12) BE0070 重大事故等対応要員の訓練評価

検査項目 重大事故等発生時に係る訓練

検査対象

1) 1号機 全交流動力電源喪失に係る訓練

(13) BE0090 地震防護

検査項目 地震防護

検査対象

1) 1、2号機 地震応答観測装置保守点検【検査未了】

2) 2号機 地震発生時に備えた設備の保管状況

3) 地震応答観測装置バックアップ地震計(広報用)地震計)点検

(14) BE0100 津波防護

検査項目 津波防護

検査対象

1) 1、2号機 海水ポンプエリア防護壁【検査未了】

2) 1、2号機 取水口貯留堰点検

(15) BR0010 放射線被ばくの管理

検査項目 放射線被ばくの管理

検査対象

1) 2号機 エリア・プロセスモニタの警報設定値の変更

(16) BR0070 放射性固体廃棄物等の管理

検査項目 放射性廃棄物でない廃棄物

検査対象

1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理

(17) BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 半期検査

検査対象

1) プラント管理情報通知の分析、活動結果の傾向評価等

(18) BQ0040 安全実績指標の検証

検査項目 安全実績指標の検証

検査対象

- 1) 令和5年度第4四半期の安全実績指標

4.2 チーム検査

(1) BM0010 使用前事業者検査に対する監督

検査項目 使用前事業者検査(変更工事)

検査対象

- 1) 1号機 廃棄物搬出設備【令和4年度第1四半期に検査を開始したもの】【検査未了】
- 2) 1号機 17行17列B型燃料集合体(ウラン燃料)【令和6年度第3四半期に検査を開始したもの】
- 3) 2号機 17行17列B型燃料集合体(ウラン燃料)

(2) BE0070 重大事故等対応要員の訓練評価

検査項目 重大事故等発生時に係る訓練

検査対象

- 1) 成立性の確認訓練【検査指摘事項等あり】

(3) BE0080 重大事故等対応訓練のシナリオ評価

検査項目 重大事故等発生時に係る訓練

検査対象

- 1) 成立性の確認訓練【令和6年度第3四半期に検査を開始したもの】

別添 1 検査指摘事項等の詳細

(1)

件名	川内原子力発電所 1、2 号機 構造物等の設置がアクセスルートに及ぼす影響評価の未実施による複数のアクセスルートの確保失敗
監視領域(小分類)	原子力施設安全-重大事故等対処及び大規模損壊対処
検査運用ガイド	BE0070 重大事故等対応要員の訓練評価
検査項目	重大事故等発生時に係る訓練
検査対象	成立性の確認訓練
検査種別	チーム検査
検査指摘事項等の重要度/深刻度	緑/SLIV(通知なし)
検査指摘事項等の概要	<p>令和 7 年 1 月 16 日、運転中の川内原子力発電所 1、2 号機の重大事故等対処訓練において、原子力検査官が同訓練の状況確認をしていたところ、2 号機主変圧器付近のアクセスルートに隣接して、仮設休憩所(2 階建てプレハブ構造)が設置されていることを確認した。原子力検査官が、当該仮設休憩所が地震等で崩壊した際のアクセスルートへの影響の有無について事業者を確認したところ、当該仮設休憩所を含む新規制基準適合性審査(平成 27 年)の評価後に設置した構造物等に対して、設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)に基づく方法によるアクセスルートの影響評価を行っていないことが確認された。</p> <p>原子力検査官からの気付きを受けて、事業者が改めて設工認に基づく方法による影響評価を行った結果、以下のとおりアクセスルートに影響があることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動を想定した場合、上記仮設休憩所と海水ポンプ点検用のジブクレーンの 2 つの構造物が倒壊し、必要なアクセスルート幅(3m)が確保できない地点が 2 箇所あった。 ・事業者が、異なる資機材保管場所から海水ポンプ付近までのアクセスルートとして、上記 2 つの構造物が倒壊した場合でも異なる 2 ルートが確保できているかについて評価を行ったところ、異なる 2 ルートが確保できなかった。また、他の迂回路も設定できないことから、2 ルートを確保するためには、倒壊した構造物の撤去等の手順を追加しアクセスルートを復旧させる必要があると評

価した。

なお、本事象はアクセスルートの影響評価を実施していなかった過去の他発電所における検査指摘事項と類似しているが、これらの検査指摘事項について未然防止処置の対策は「不要」と判断していた。

事業者は、影響評価を適切に行っていなかったことにより、基準地震動を想定した場合、アクセスルートを複数確保することができていなかった。このことは、保安規定第17条の6第4項(3)に基づき防災課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、「アクセスルートの確保」のための計画を策定すること及び同条第6項に基づき同条第4項の計画に基づきアクセスルートの整備を実施することを満足することに失敗している。この失敗は合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。

これは監視領域(小分類)「原子力施設安全-重大事故等対処及び大規模損壊対処」の「設備、資機材」の属性に関連付けられ、当該監視領域(小分類)の目的「重大事故等及び大規模な損壊に対処するための事業者の体制及び設備が適切に整備され、使用する設備の動作可能性、信頼性及び機能性を確保すること。」に悪影響を及ぼすことから、検査指摘事項に該当する。

検査指摘事項に対し、「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の「附属書2 重大事故等対処及び大規模損壊対処に対する重要度評価ガイド」に従い評価を行った結果、重要度は「緑」と判定する。

さらに、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、深刻度の評価において考慮する「規制活動への影響」等の要素は確認されていないことから、重要度評価の結果を踏まえ、本事象の深刻度は「SLIV」と判定する。また、事業者は、本事象に対する是正処置の計画に既に着手しており、同ガイド3.3(2)に示す要件を満た

	<p>していることから、違反等の通知は実施しない。</p>
<p>事象の説明</p>	<p>令和7年1月16日、運転中の川内原子力発電所1、2号機の重大事故等対処訓練において、原子力検査官が同訓練の状況確認をしていたところ、2号機主変圧器付近のアクセスルートに隣接して、仮設休憩所(2階建てプレハブ構造)が設置されていることを確認した。原子力検査官が、当該仮設休憩所が地震等で崩壊した際のアクセスルートへの影響の有無について事業者を確認したところ、当該仮設休憩所を含む新規制基準適合性審査(平成27年)の評価後に設置した構造物等に対して、設計及び工事計画の認可(以下「設工認」という。)に基づく方法によるアクセスルートの影響評価を行っていないことが確認された。</p> <p>原子力検査官からの気付きを受けて、事業者が改めて設工認に基づく方法による影響評価を行った結果、以下のとおりアクセスルートに影響があることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動を想定した場合、上記仮設休憩所と海水ポンプ点検用のジブクレーンの2つの構造物が倒壊し、必要なアクセスルート幅(3m)が確保できない地点が2箇所あった。 ・事業者が、異なる資機材保管場所から海水ポンプ付近までのアクセスルートとして、上記2つの構造物が倒壊した場合でも異なる2ルート確保できているかについて評価を行ったところ、異なる2ルートが確保できなかった。また、他の迂回路も設定できないことから、2ルートを確保するためには、倒壊した構造物の撤去等の手順を追加しアクセスルートを復旧させる必要があると評価した。 <p>原子力検査官が、事業者のアクセスルートの影響評価の実施状況を確認したところ、新規制基準適合性審査時の評価後に設置した構造物等に対し、以下のとおり設工認に基づく方法により評価するプロセスがなく、影響評価も行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物を設置する際は、社内規定「川内原子力発電所 作業管理要領」に基づいて、構造物自体がアクセスルート上に設置されないことを確認するプロセスはあるが、基準地震動を想定し構造物が倒壊した場合のアクセスル

ートの影響評価を行うプロセスはなかった。

- ・定期的なアクセスルート等の確認については、社内規定「川内原子力発電所 非常事態対策要領」の「安全避難通路等点検チェックシート」に基づき、月1回実施しているが、その確認内容は構造物がアクセスルート上に設置されていないことを主眼とした確認となっており、基準地震動を想定し構造物が倒壊した場合のアクセスルートの影響評価を行うプロセスはなかった。

なお、本事象はアクセスルートの影響評価を実施していなかった過去の他発電所における検査指摘事項[※]と類似していることから、未然防止処置の実施状況を確認した。事業者は、社内規定「未然防止処置基準」に基づき、検査指摘事項が公表された時点等に、本店において情報を入手し、各発電所と情報共有を行いつつ未然防止処置の対策要否を検討していた。しかしながら、本スクリーニングでは、社内規定にアクセスルートの確保を確認する仕組みがあることの確認にとどまり、検査指摘を受けた発電所との運用の差異や設計根拠まで遡って確認するなどの本質的な確認を行わず、未然防止処置の対策は「不要」と判断していた。

本件に対して、事業者は、CR(状態報告)を登録し、以下の是正処置を行うこととしている。

- ・社内規定に、構造物を設置する際のアクセスルートの影響評価を行う具体的なプロセスを明記する
- ・現状、アクセスルートに影響を及ぼしている構造物については、移設等の実施、又は、アクセスルートを確保するための資機材や手順等を整備する
- ・未然防止処置については、自社の現状との差異を明確にできる情報を入手した上で、未然防止処置の要否を検討する仕組みを構築する

※令和5年度第4四半期 検査指摘事項「柏崎刈羽原子力発電所7号機 工事を行う場合のアクセスルートに対する不十分な影響評価によるアクセスルートの確保失敗」、令和6年度第1四半期 検査指摘事項「女川原子力発電所2号機 仮設建築物の設置がアクセスルート等に及ぼす影響

	評価の未実施によるアクセスルート等の確保失敗」
<p>検査指摘事項の重要度評価等</p>	<p>[パフォーマンス劣化]</p> <p>事業者は、新たな建造物の設置にあたって、設工認に基づく方法によりアクセスルートの影響評価を行う明確なプロセスを規定せず、影響評価を適切に行っていなかったことにより、基準地震動を想定した場合、アクセスルートを複数確保することができていなかった。</p> <p>このことは、保安規定第17条の6第4項(3)に基づき防災課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、「アクセスルートの確保」のための計画を策定すること及び同条第6項に基づき同条第4項の計画に基づきアクセスルートの整備を実施することを満足することに失敗している。</p> <p>この失敗は合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。</p> <p>[スクリーニング]</p> <p>新たな建造物の設置にあたり、アクセスルートの影響評価を行っていなかったことにより、基準地震動を想定した場合、アクセスルートを複数確保することができていなかった。</p> <p>このパフォーマンス劣化は監視領域(小分類)「原子力施設安全-重大事故等対処及び大規模損壊対処」の「設備、資機材」の属性に関連付けられ、当該監視領域(小分類)の目的「重大事故等及び大規模な損壊に対処するための事業者の体制及び設備が適切に整備され、使用する設備の動作可能性、信頼性及び機能性を確保すること。」に悪影響を及ぼすことから、検査指摘事項に該当する。</p> <p>[重要度評価]</p> <p>検査指摘事項に対し、「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の「附属書2 重大事故等対処及び大規模損壊対処に対する重要度評価ガイド」に従い評価を行った。</p> <p>本件は、アクセスルートに係る不適合であることから、「4.1 平時における重大事故等対処等に係る設備・機器及び体制の整備に関する不適合」に基づいて評価を行った。</p>

	<p>a. において、「検査指摘事項によって影響を受けると考えられる規制要求事項を特定」は、保安規定第 17 条の 6 第 4 項(3)に基づき防災課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、「アクセスルートの確保」を含む計画を策定すること及び同条第 6 項に基づき同条第 4 項の計画に基づきアクセスルートの整備を実施することを満足することに失敗していると特定した。</p> <p>b. において、本件はアクセスルートに係る検査指摘事項であり、同ガイドに定める「防止等措置」には該当しないと判断し、c. の評価を行った。</p> <p>c. において、「この検査指摘事項がある場合、緊急事態等の発生時に、施設の保全のための活動が機能するかについて評価」は、基準地震動により構造物が倒壊し、複数のアクセスルートが確保できない場合においても、少なくとも 1 つのアクセスルートは確保され、事故対応が可能であることから施設の保全のための活動が機能すると評価し、「緑」と判定する。</p>
規制措置	<p>[深刻度評価]</p> <p>本検査指摘事項について、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、深刻度の評価において考慮する「規制活動への影響」等の要素は確認されていないことから、重要度評価の結果を踏まえ、本事象の深刻度は「SLIV」と判定する。</p> <p>事業者は、本事象に対する是正処置の計画に既に着手しており、同ガイド 3.3 (2) に示す要件を満たしていることから、違反等の通知は実施しない。</p>
整理番号	J18-202503-01

九州電力株式会社 川内原子力発電所

令和6年度(第4四半期)

原子力規制検査報告書

(核物質防護に係る基本検査)

(抜 粋)

令和7年5月

原子力規制委員会

目次

1. 実施概要.....	1
2. 運転等の状況.....	1
3. 検査結果.....	1
4. 検査内容.....	1
別添 確認資料	
1 日常検査.....	5
2 チーム検査.....	6

1. 実施概要

(1) 事業者名:九州電力株式会社

(2) 事業所名:川内原子力発電所

(3) 物理的防護

検査期間:令和7年1月1日～3月31日

検査実施者:川内原子力規制事務所 1名

(4) 情報システム防護

検査期間:令和7年1月28日

検査実施者:川内原子力規制事務所 1名

放射線防護グループ核セキュリティ部門 2名

2. 運転等の状況

号機	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	運転中
2号機	運転中

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、事前に入手した現状の施設の運用や核物質防護に関する事項、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の防護措置、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第4四半期の結果は、以下のとおりである。

3. 1 検査指摘事項等

検査指摘事項等なし

3. 2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4. 1 日常検査

(1) PP1104 特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告

検査対象

1) 特定核燃料物質の点検要領

2) 設備の点検要領

- 3)装置の点検要領
- 4)特定核燃料物質の点検記録等
- 5)設備の点検記録等
- 6)装置の点検記録等

(2)PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)

検査対象

- 1)防護区域等への常時立入者として証明書等を発行された者

(3)PP1303 個人の信頼性確認

検査対象

- 1)個人の信頼性確認に関する手続
- 2)個人の信頼性確認に関する現場確認等

(4)PP1406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)

検査対象

- 1)防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品

(5)PP1407 防護区域の出入口の措置(金属探知機、核物質検知装置等による点検)

検査対象

- 1)防護区域へ入域する人、車両及び持ち込まれる荷物並びに防護区域から退域する人、車両及び持ち出される荷物

(6)PP1408 防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)

検査対象

- 1)防護区域等の出入口

(7)PP1503 周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1)周辺防護区域の柵等

(8)PP1504 周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1)周辺防護区域の柵に沿って設置された人の侵入を確認できる設備
- 2)周辺防護区域の柵に沿って設置された人の侵入を確認できる装置

(9)PP1507 立入制限区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1)立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる設備
- 2)立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる装置

(10)PP1508 防護区域等の巡視

検査対象

- 1)巡視要領を定めた文書
- 2)巡視方法
- 3)巡視時の器材及び巡視記録等

(11)PP1511 監視装置の設置

検査対象

- 1)見張人の詰所及び監視所に設置している監視装置

(12)PP1514 出入口における鍵の管理

検査対象

- 1)鍵本体
- 2)貸出し簿
- 3)点検簿等

(13)PP1531 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

検査対象

- 1)性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

4.2 チーム検査

(1)PP1602 情報システムセキュリティ計画の作成

検査対象

- 1)情報システムセキュリティ計画及びその関連文書(施設の情報システム及びアプリケーションのリスト、ネットワーク構成図、防護対象設備一覧、異常時対応計画等)
- 2)維持管理の記録
- 3)維持管理の状況の確認

(2)PP1701 防護体制の整備

検査対象

- 1)核物質防護に係る各部署の責任と役割に関する現場確認等

(3)PP1801 教育及び訓練

検査対象

- 1)核燃料物質防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育現場確認等

検査指摘事項の重要度及び深刻度レベルの分類

○ 検査指摘事項における安全重要度評価について

原子力規制検査によって確認された検査指摘事項について、規制関与の程度を判断するために、監視領域ごとに重要度の評価を行うが、重要度は、実用発電用原子炉施設では表 1-1 に示すとおり 4 段階（緑、白、黄、赤）に、核燃料施設等では表 1-2 に示すとおり 2 段階（追加対応なし、追加対応あり）に分類を行う。

表 1-1 検査指摘事項の重要度の分類（実用発電用原子炉施設）

緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準 （安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。）
白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

表 1-2 検査指摘事項の重要度の分類（核燃料施設等）

検査指摘事項 （追加対応なし）	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準 （安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。）
検査指摘事項 （追加対応あり）	次のいずれかに当たる水準 <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準 ・安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準 ・安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

出典：原子力規制検査等実施要領

○ 深刻度レベルの評価について

原子力規制検査によって特定された検査指摘事項等について、その安全重要度に加え、

- ① 原子力安全上又は核物質防護に実質的な影響を及ぼすものであったか
- ② 原子力規制委員会の規制活動に対する影響を与えたか
- ③ 意図的な不正行為があったか

の3つの視点から、表2に示すとおり5段階（SL I、SL II、SL III、SL IV、軽微）に分類して評価を行う。

表2 検査指摘事項等の深刻度レベルの分類

SL I	原子力安全上又は核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL II	原子力安全上又は核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL III	原子力安全上又は核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL IV	原子力安全上又は核物質防護上の影響が限定的であるものの、又はそうした状況になり得たもの
軽微	原子力安全上又は核物質防護上の影響が極めて限定的なものの、又はそうした状況になり得たもの

出典：原子力規制検査における規制対応措置に関するガイド